

出産育児一時金の直接支払制度

直接支払い制度とは

出産の際 窓口で出産費用を出来るだけ現金で支払わなくても済むように創設されました。
被保険者(被扶養者)が 病院に『直接支払い制度』を利用することを伝えることにより
出産後 出産育児一時金(上限42万円)が 病院から健康保険組合に請求される仕組みです。

注意: 出産育児一時金 事前申請(受取代理)の制度は 平成21年9月30日で廃止されます。

例えば…

【出産費用が 45万円だった場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出産育児一時金} \\ \hline 42\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出産費用} \\ \hline 45\text{万円} \\ \hline \end{array} = \blacktriangle 3\text{万円}$$

不足分を窓口で支払い

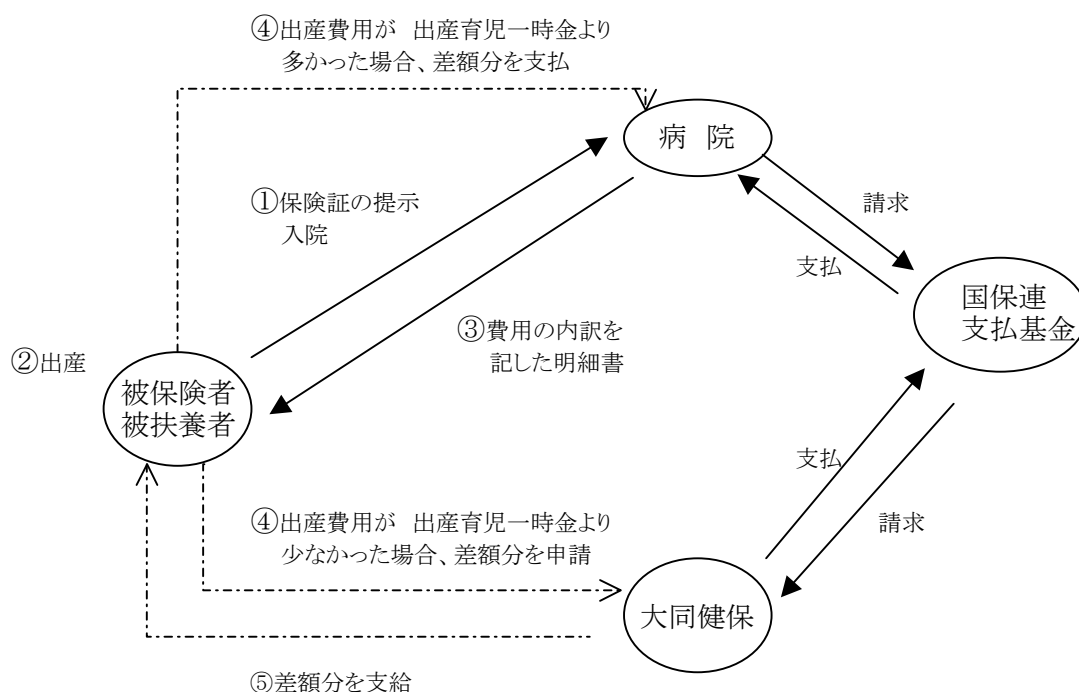
【出産費用が 40万円だった場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出産育児一時金} \\ \hline 42\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出産費用} \\ \hline 40\text{万円} \\ \hline \end{array} = 2\text{万円}$$

※ 後日 健保から受取り

※ 「出産育児一時金等内払金依頼書」に
医療機関でもらう「請求明細書」「直接支払制度合意文書」を添付して申請をしてください。

直接支払制度の流れ



資格を喪失後 6ヶ月以内に出産をする場合 大同健保から出産育児一時金を受け取ることが出来ます。
その場合は 病院へ提出する書類(証明書)が必要となりますので、健保までご連絡ください。

以上